

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) (有) 大我組 うるま市字兼箇段 1 5 1 7
47007780 代表者 来間 重博
(土木A、建築B、ほ装A、水道施設工事業、解体工事)

(2) 下請業者

(株) 田中工業 浦添市安波茶 3-7-8-205
47012372 代表者 田中 広三
(土木A、解体工事)

2 指名停止期間

令和7年2月5日 ～ 令和7年3月4日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

(有) 大我組が受注した中部土木事務所発注の「中城湾港 (泡瀬地区) ブロック製作工事 (R6-1)」において、令和6年11月21日8時40分頃、直立消波ブロック製作において底版型枠が脱型できないという事象に対し、バックホウと角材を用いた脱枠を試みたところ、角材が折れ、角材を支えていた作業員が負傷した。

このことについて、沖縄労働基準監督署から (有) 大我組及び下請業者の (株) 田中工業に対し、是正勧告書が出された。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内